

「県消費生活条例第 10 条に規定する事業者が遵守すべき表示基準の一部改正(案)」に御意見を！

国が進めている食品表示制度の見直しの中で、食品表示基準が改正され、調理冷凍食品についての食品表示に関する個別品目ごとの表示ルールが廃止されることになりました。これを踏まえ、「神奈川県消費生活条例第 10 条に規定する事業者が遵守すべき表示基準(昭和 56 年神奈川県告示第 53 号)」の取扱いを検討し、見直すこととしました。
ついては、当該基準の一部改正(案)を作成しましたので、県民の皆様から御意見を募集します。

1 意見募集期間

令和7年 11 月 7 日(金曜日)から令和7年 12 月 6 日(土曜日)

2 御意見をいただく改正案の閲覧方法

県政情報センター、各地域県政情報コーナー、消費生活課窓口で印刷したものを閲覧いただけるほか、次の県ホームページでも公開します。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/r7b/pub/c1834790.html>

3 意見の提出方法

(1) インターネット

次の消費生活課ホームページのお問い合わせフォームより直接御意見を入力いただけます。

https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/offer/offerDetail_initDisplay?tempSeq=111083&accessFrom=

(2) 郵送

〒221-0835 横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2 かながわ県民センター6階
神奈川県くらし安全防災局くらし安全部消費生活課指導グループ 宛

※意見募集期間最終日まで必着とします。

※手話を撮影・録画したDVDの郵送による意見の提出も可

(3) ファクシミリ (045) 312-3506

4 その他

- ・電話での意見提出はお受けできません。また、お寄せいただいた御意見に対する個別の回答はいたしませんので、御了承ください。
- ・意見募集の結果については、お寄せいただいた御意見を取りまとめ、県の考え方を整理した上で公表します。その際、いただいた御意見は、住所、氏名等の個人情報を除き、公開させていただく場合があります。